

# 合併協議会だより

## 3月11日、第11回合併協議会を千歳村で開催

以下の事項が協議確認されました。

電算システムは、合併時に新しいシステムに統一します。

消防団は合併時に統合し、連合消防団制とします。  
いまの消防団を支団（仮称）とします。

コミュニティバスや福祉バス、スクールバスは、  
現行のまま新市に引き継ぎます。

地方バス路線を維持するための補助制度も新市に引き継ぎます。

浄化槽設置は、段階的に市町村設置型に移行します。  
使用料は新市で調整します。

定住促進事業は、新市で抜本的な対策を講じます。  
出産祝金や住宅補助は新たな条例を制定し、新市に引き継ぎます。



都市計画や地籍事業の取扱い、  
エネルギー対策の取扱いも協議  
確認されました。

2004

第10号

平成16年3月

# 第11回合併協議会

## ＜新規協議の協定項目＞

新規協議は、「電算システムの取扱い」・「消防防災事業の取扱い」・「交通対策事業の取扱い」・「建設事業の取扱い（その1）」・「上下水道事業の取扱い（その2）」・「地籍事業の取扱い」・「定住促進事業の取扱い」・「その他の事業の取扱い（その1）」の8協定項目の協議が行われました。そのうち、「定住促進事業の取扱い」については、一部提案文の修正追加がありました。次のように確認されました。

### 確認された協定項目内容

#### 協定項目第23号

#### 「電算システムの取扱いについて」

電算システム統合については、次の基本的考え方により、合併時にシステムを統一する。

- (1) 住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼動を最優先としたシステム統合に努める。
- (2) 個人情報保護など住民情報の安全性を優先しシステムの構築を図る。
- (3) システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。



あいさつをする阿南宏千歳村長

#### 協定項目第26号

#### 「消防防災事業の取扱いについて」

##### 1 消防事業の取扱いについて

- (1) 消防団は、合併時に統合する。
- (2) 消防団の定数は、合併時は5町2村の定数の合計とし、消防団員は、原則として新市に引き継ぐ。ただし、団員資格の年齢要件については、18歳以上の者とする。
- (3) 組織については、合併時は現行の消防団を支団（仮称）とする連合消防団制とし、団長1人、支団長7人、副支団長7人を置く。支団の名称については、合併までに調整する。
- (4) 新市の消防団の定数及び組織については、速やかに消防計画を策定し調整する。
- (5) 出動体制については、合併までに組織に合わせて調整する。
- (6) 現有の消防施設及び資機材については、新市に引き継ぐ。
- (7) 年間行事については、新市において調整する。
- (8) 消防相互応援協定については、新市において調整する。
- (9) 消防団員の報酬及び費用弁償については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに統一する。
- (10) その他、軽微な事項については、合併までに調整する。

##### 2 防災事業の取扱いについて

- (1) 防災会議及び水防会議については、合併時に新たに設置し、新市において速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。
  - (2) 災害予防及び災害時対策は、合併までに調整し体制を確立する。
- ##### 3 防災行政無線等の取扱いについて
- (1) 現行の防災行政無線については、新市に引き継ぎ、住民生活に支障がないよう調整する。
  - (2) 未整備地域の防災行政無線設置については、新市において調整する。
  - (3) 緒方町のオフトーク通信、大野町のCATVにかかる音声告知システムについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 協定項目第29号

#### 「交通対策事業の取扱いについて」

- 1 地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。
- 2 コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、新市において調整する。

## 協定項目第33号

### 児童福祉事業の取り扱いについて

- 1 児童福祉事業の取扱いについて
  - (1) 次世代育成支援対策行動計画については、新市発足後、速やかに計画の調整を行う。
  - (2) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。
  - (3) 乳幼児医療費助成事業については、実施の方向で合併までに調整する。
  - (4) 子育て環境整備施策については、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 母子・父子福祉事業の取扱いについて
  - (1) 母子・父子福祉事業については、合併までに調整する。

## 協定項目第34号

### 人権教育・同和対策事業の取り扱いについて

人権教育・同和対策事業については、その重要性を踏まえ、新市において現行施策を基本に引き続き取り組むものとする。

また、条例・規則の制定、基本的計画の制定、行政組織の設置等、新市において速やかに取り組むものとする。

## 協定項目第36号

### 保育事業の取り扱いについて

- 1 保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。
- 2 特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。
- 3 障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。
- 4 私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。



## 協定項目第37号

### 生活保護事業の取り扱いについて

生活保護事業については、新市で設置される福祉事務所において法令に基づき実施する。

## 協定項目第42-1号

### 商工観光事業の取り扱い(その1)について

- 1 商工関係事業の取扱いについて
  - (1) 商店街支援事業については、合併時に廃止する。ただし、商店街の活性化施策(事業)については、新市において調整する。
  - (2) 各種融資制度については、合併時に統一する。ただし、合併前に適用されたものについては、現行の制度を補償する。
  - (3) 企業誘致事業については、合併までに調整する。
- 2 観光事業の取扱いについて
  - (1) 観光振興計画を合併後速やかに策定する。
  - (2) 新市の観光協会については、合併後速やかに設置できるよう調整する。
  - (3) 観光振興事業については、新市において調整する。

## 協定項目第47号

### 文化振興事業の取り扱いについて

町村指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助事業等について新市において調整する。

## 協定項目第48-2号

### 社会教育事業の取り扱い(その2)について

各町村で実施している社会教育事業(生涯学習事業・図書活動事業・町村文化施設主催事業・社会体育事業)については、引き続き振興を図り、効果的な運営ができるよう新市において調整する。

## 協定項目第52-2号

### その他の事業の取り扱い(その2)について

- コミュニティ施策の取扱い
- (1) 自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。
  - (2) 新市においては、NPO等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。



## 協定項目第44-1号

### 建設事業の取扱い(その1)について

都市計画の取扱いについて

(1) 都市計画区域等は現行のまま新市に引き継ぐ。

## 協定項目45-2号

### 上下水道事業の取扱い(その2)について

浄化槽設置事業の取扱いについて

(1) 浄化槽設置事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)に移行する。但し、使用料については、新市において調整する。

(2) 浄化槽設置者助成金は、合併時に廃止する。

## 協定項目第50号

### 地籍調査事業の取扱いについて

地籍調査事業については新市に引き継ぐ。



## 協定項目第51号

### 定住促進事業の取扱いについて

1 定住促進については、新市において抜本的な対策を講ずる。

なお、定住促進条例については、合併時に廃止する。ただし、合併前に大野郡5町2村の条例の適用を受け合併時に助成期間が満了していないものについては、現行の制度を保障する。

2 出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新たな条例を制定し新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。

3 住宅補助制度については、住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎・辺地地域を対象に新たな条例を制定し、当分の間新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。

4 空き家は年々増加しており、その対策については、定住促進を図るとともに景観の保全、防犯対策にも通じ、新市における大きな課題の一つとして、総合的に検討する。

(下線部が追加、修正されました)

## 協定項目第52-1号

### その他の事業の取扱い(その1)について

エネルギー対策の取扱いについて

(1) 電源立地地域対策交付金事業及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については、新市に引き継ぐ。

(2) 太陽光発電システム設置事業については、新市において調整する。

## <提案された協定項目>

今回、「交流事業の取扱い」・「児童福祉事業の取扱い」・「人権教育・同和対策事業の取扱い」・「保育事業の取扱い」・「生活保護事業の取扱い」・「商工観光事業の取扱い(その1)」・「文化振興事業の取扱い」・「社会教育事業の取扱い(その2)」・「その他事業の取扱い(その2)」が提案されました。

提案された協定項目は関係町村で協議がされ、次回協議会(3月25日・犬飼町中央公民館)で協議が行われます。

## 協定項目第27号

### 交流事業の取扱いについて

1 地域間交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

2 「語学指導等を行う外国青年招致事業」については、新市に引き継ぐ。ただし、国際交流員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。

3 友好・姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

4 その他の交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

5 国際交流事業の推進にあたっては、行政と民間の連携又は棲分けを図ることとし、支援組織としての国際交流協会(仮称)を新市において設置する。

## 協議会での協議状況

	協定番号	協 定 項 目	提案日	確認日	協 議 結 果	協定項目の数 案件数	
						協定項目の数	案件数
確認された協定項目	1	合併の方式	15. 3. 26	15. 4. 24	対等合併	1	1
	2	合併の期日	15. 3. 26	15. 4. 24	H.17.3.31	2	2
	3	都市の名称 (その1)	15. 3. 26	15. 4. 24	小委員会を設置	3	3
		都市の名称 (その2)	16. 1. 15	16. 1. 15	応募要領		4
	4	新市の事務所の位置	15. 3. 26	15.12. 25	場所は三重町 (広報第6号に掲載)	4	5
	5	財産の取扱い	15.12. 25	16. 2. 26	広報第9号に掲載	5	6
	6	議員の定数及び任期の取扱い (その1)	15. 4. 24	15.12. 25	小委員会を設置	6	7
	8	地方税の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	7	8
	9	一般職の職員の身分の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	8	9
	12	特別職の身分の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	9	10
	13	条例・規則等の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	10	11
	14	事務組織及び機構の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	11	12
	15	一部事務組合等の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	12	13
	19	町名・字名の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	13	14
	20	慣行の取扱い	15. 4. 24	15.12. 25	広報第6号に掲載	14	15
	21	行政区の取扱い	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	15	16
	22	男女共同参画の取扱い	16. 5. 26	15.12. 25	広報第6号に掲載	16	17
	23	電算システムの取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	17	18
	24	国民健康保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 29	広報第7号に掲載	18	19
	25	介護保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	19	20
	26	消防防災事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	20	21
	28	広報・広聴事業の取扱い (その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	21	22
	29	交通対策事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	22	23
	30	衛生事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	23	24
	31	障害者福祉事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	24	25
	39	健康づくり事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	25	26
	40	環境対策事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	26	27
	44	建設事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	27	28
	45	上下水道事業の取扱い (その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	28	29
		上下水道事業の取扱い (その2)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載		30
	46	学校教育事業の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	29	31
		学校教育事業の取扱い (その2)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載		32
48	社会教育事業の取扱い (その1)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	30	33	
49	社会福祉協議会の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	31	34	
50	地籍調査事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	32	35	
51	定住促進事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	33	36	
52	その他の事業の取扱い (その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	34	37	

で小 委員 会 検 討 中	協定番号	協 定 項 目	内 容 等			協定項目の数 案件数	
			内 容	日 付	案 数	協定項目の数	案件数
	3	新市の名称 (その3)	新市の名称を募集中 (3月31日まで)	5/27 提案			38
	6	議員の定数及び任期の取扱い (その2)	議員定数等検討小委員会で協議中	4/ 8 提案			39

	協定番号	協 定 項 目	提案済み	提 案 予 定			協定項目の数 案件数	
				日 付	案 数	協定項目の数	案件数	
今後提案される協定項目	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		3/25			35	40
	10	地域審議会の取扱い				6/24	36	41
	11	新市将来構想の策定及び新市建設計画の策定				4/22	37	42
	15	一部事務組合等の取扱い (その2)			4/8			43
	16	使用料・手数料の取扱い (その1)		3/25			38	44
		使用料・手数料の取扱い (その2)			4/8			45
	17	公共的団体等の取扱い (その1)		3/25			39	46
		公共的団体等の取扱い (その2)			4/8			47
	18	補助金、交付金等の取扱い (その1)		3/25			40	48
		補助金、交付金等の取扱い (その2)			4/8			49
	19	町名・字名の取扱い (住居表記の統一)				6/24		50
	27	交流事業の取扱い	3/11				41	51
	28	広報・広聴事業の取扱い (その2)			4/8			52
	32	高齢者福祉事業の取扱い		3/25			42	53
	33	児童福祉事業の取扱い	3/11				43	54
	34	人権教育・同和対策事業の取扱い	3/11				44	55
	35	病院・診療所の取扱い			4/8		45	56
	36	保育事業の取扱い	3/11				46	57
	37	生活保護事業の取扱い	3/11				47	58
	38	その他の福祉事業の取扱い		3/25			48	59
	41	農林水産事業の取扱い (その1)		3/25			49	60
		農林水産事業の取扱い (その2)			4/8			61
	42	商工観光事業の取扱い (その1)	3/11				50	62
		商工観光事業の取扱い (その2)			4/8			63
	43	勤労者・消費者事業の取扱い			4/8		51	64
	44	建設事業の取扱い (その2)			4/8			65
	46	学校教育事業の取扱い (その3)		3/25				66
	47	文化振興事業の取扱い	3/11				52	67
	48	社会教育事業の取扱い (その2)	3/11					68
	49	社会福祉協議会の取扱い (その2)			4/8			69
	52	その他の事業の取扱い (その2)	3/11					70

**三重町新市まちづくり委員 高野 幸雄**

大野郡では、たくさんの協議事項が必要であるが、町村の枠を越えた、各種団体及び地域住民が一体となった協議も必要だと思います。

合併前の今、各町村の魅力を充分認識し、その地的財産を活かせるような活用方法を見出し、若者もそれぞれの町に定住していける手立てが急務と考えます。そのためにも、行政が進める各分野の事務事業の決定とは別に、実際、合併したらどうなるかを見据えて行政以外の人によりプロジェクトチームを作り、具体的な受け皿づくりが必要だと思います。

**千歳村新市まちづくり委員 恵藤 千代子**

市の名称は、人口の多い徳山市とあえてせず、周南市としたこと。対等合併だから市の一体感のためにも周辺の町村に配慮されたそうです。鹿野総合支所を後にしながら思ったことは、大きな市と小さな町が一緒になる。大きな輪と小さな輪の相互扶助の仕組みを再構築して、合併による大きな輪と小さな輪の人の輪(和)を大切にしたい新しい市が誕生することを願っております。

**大野町新市まちづくり委員長 城井 学**

合併して中心部が栄えるのは大事だが、同時に周辺地区にも陽が当たり続けてこそ成熟した町として評価されると思う。歴史的にも、人的にもつながりの深い5町2村。いつも団結して他の郡市と競ってきた力を、合併によって、さらに身近な誇りの持てる「おらが市」となる様(決して旧おらが町、おらが村ではなく)一致協力して築いていかねばと思う。今度の研修で他の町村のまちづくりの皆さんと交流を深めて、その思いを強くした。

**緒方町新市まちづくり委員 足立 百合子**

周南市は瀬戸内海の臨海部で、山口県の経済の発展をリードする程の都市、広々としたきれいな都市でした。鹿野総合支所は、徳山より40分位ぐらいで錦川沿いをバスで走りました。山又山、川面は凍っていました。ぱっと開けて旧鹿野町、かつては農林業を中心に経済力、文化性をもった豊かな町であったことが偲ばれました。人口の多少、それぞれの経済力、慣行、文化、地域性、その他違うところが一緒になる。お互いの地域の立場に立って考えていきたいと思っています。

**犬飼町新市まちづくり委員 大塚 松信**

バスは予定通り久原に着き、見送りを受け元気にバスに乗り込み、これで皆揃った。今から代表として勉強会だと言う雰囲気を感じ後部座席に席を取る。周南市役所で説明を受け、元首長の特別参与の63万円と選出の仕方に憤りを感じた。一般職員の削減採用の方法は参考と受け止め、鹿野町では9課1室が7課になり、支所として存続。この様な事になれば、犬飼町はありがたいがと思いました。全体としては貴重な時間で勉強させて戴いた事を感謝し悔いのない合併をしなければと責任を感じています。

**緒方町新市まちづくり委員 麻生 清亮**

合併の発端が平成2年5月に「周南都市合併調査研究会」を組織し、合併について調査研究を開始したことで早くからの取組が目目される。中心地の徳山市自体の抱擁力が伺える。議会議員の定数の在任特例適用は問題がある。市民間で署名運動が起こっているようですが、もっと慎重な協議が必要ではなかったのか。また、首長であった者が特別参与として新市に2年間在任する事も問題がある。農業関係の協定項目がないが、農業委員会は2年間そのまま在任との事なので、当初から協定項目を設けるべきと感じた。

**合併協議会・幹事会・小委員会・専門員会は公開しています**

合併協議会と幹事会は毎月2回開催しています。4月の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局にご確認のうえお越しください。また、小委員会と専門委員会は開催日程が未定となっていますので、事前に合併協議会事務局又は合併関係町村役場の窓口へお問い合わせください。これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにてお知らせしています。

**協議会の予定**

- 第13回協議会 ▶ 4月8日(木) 午後1時30分**  
場所／三重町中央公民館体育室
- 第14回協議会 ▶ 4月22日(木) 午後1時30分**  
場所／清川村中央公民館大集会室

**幹事会の予定**

- 第12回幹事会 ▶ 4月1日(木) 午前11時**  
場所／大原総合体育館研修室
- 第13回幹事会 ▶ 4月15日(木) 午後1時30分**  
場所／大原総合体育館研修室

**編集・発行／大野郡5町2村合併協議会**

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(大原総合体育館内)  
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール [info@ohnogun-gappei.jp](mailto:info@ohnogun-gappei.jp)  
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148